

## グループ誘客事業補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、グループ誘客事業推進補助金（以下、「補助金」という。）の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 補助金の公平かつ適正な交付決定を行うための審査（以下「審査」という。）し、意見を求める事を目的として、グループ誘客事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は委員3名以上をもって組織する。

(委員)

第2条 委員については、一般財団法人観光まちづくり佐伯の管理職（部長、課長）及び担当職員で合計3名以上とする。

(審査会)

第4条 委員会は、必要に応じて、審査及び意見を求める事を目的とした審査会を開催する。

2 継続事業等について審査会は審査を省略することができる。

(審査の方法)

第5条 審査は、申請団体への非公開のヒアリング及び質疑応答に基づくものとする。

2 前項の審査の審査項目は、次のとおりとする。

ア 誘客性

誘客につながる取組となっているか（将来の誘客も含む）

具体的なターゲット設定ができているか（どこの、誰を誘客したいのか）

イ 広域性

多くの事業者が関わる等、広く共感が得られるものか

ウ 実現性

計画の内容、方法等が具体的であるか

収支予算が適切に計上されているか

事業の実施体制が整っているか

エ 発展性

事業の継続が可能であるか

波及効果が期待できるか

拡大・発展できるものか

オ 創造性

事業者の専門性を活かした、先駆的な取り組みであるか

創意工夫がみられるか

3 審査はそれぞれの審査項目について、各委員が別紙1の審査票により、次の5段階で評価し、25点満点で採点を行う。

区分	評価
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(審査結果)

第6条 審査会において各委員の前条第3項における採点合計の平均点数が15点以上となった団体の順位及び補助金交付の適否並びに付された意見を審査結果とする。